

第4章 施設分類ごとの方向性

第3期実施方針に基づく取組を推進するにあたっては、施設分類ごとの方向性を踏まえた検討が必要となることから、以下に、施設分類ごとの方向性を示します。

公共建築物においては、白書における「大分類」を施設分類の単位とし、「大分類」に属する「中分類」を【対象】として記載しています。

1 公共建築物

(1) 庁舎施設

【対象】

本庁舎（市役所）、区役所、支所・出張所、事務所・事業所、その他庁舎施設

【概要】

地方自治法等に基づき、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため、本庁舎（市役所）、7区役所、2支所・4出張所、6行政サービスコーナーなどが設置されています。

また、各区役所道路公園センター、市税事務所など、特定の施設の管理や事務に特化した事務所などが設置されています。

【現状と課題】

市役所の新本庁舎は令和4(2022)年度末の完成を目指して、整備を行っているところであり、その間、民間ビルなどに分散して、事務を行っていますが、完成を機に、早期の移転による本庁機能の集約や新たなワークスタイルへの対応が必要です。また、第3庁舎は新本庁舎への機能移転に合わせて、事務室環境を再整備する必要があり、第4庁舎は新本庁舎の完成から一定期間経過後には、本庁機能を担う必要がなくなる予定です。

川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転が決定しており、具体化に向けた検討を行っています。

【今後の方向性】

新本庁舎の完成を機に、本庁機能の集約を進め、整備された執務環境の中で新たなワークスタイルへの対応を推進します。また、機能移転に合わせて、第3庁舎でも新たなワークスタイルに応じた執務環境を整備し、第4庁舎は利活用について検討します。

川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転に向けた取組を着実に進めます。

(2) 消防施設

【対象】

消防署、消防出張所、消防団器具置場、その他消防施設（公舎ほか）

【概要】

本市では常備消防で使用する施設が、36署所をはじめ、航空隊庁舎、消防訓練センター主訓練棟、倉庫、公舎など、計45施設設置されています。また、非常備消防（消防団）で使用する施設が54施設（各消防団器具置場54か所）設置されています。その他、消防力の整備方針に基づき、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車などが配備されています。

【現状と課題】

消防施設においては、築30年を超える施設が多くあり、各所で老朽化が進んでおり、空調設備やシャッター設備の故障など、活動に支障を来す可能性のある事象も発生しています。また、感染防止対策や女性消防士が活躍できる環境整備などの観点から、消毒洗浄室の設置や仮眠室・浴室の個室化などを進めていく必要があります。

本市の人口は今後減少傾向に転じていく見込みですが、老年人口については増加を続ける見込みであり、更なる救急需要の増加に対応するため、適切な救急体制を整備していく必要があります。

【今後の方向性】

機能の充足状況や建物・設備の劣化状況など、ソフト・ハード両面における課題を整理し、適正な機能・規模・配置等を検討していきます。その上で、消防施設の整備方針を策定し、時点修正を加えながら、効率的かつ効果的な整備を推進していきます。

(3) 学校施設

【対象】

小学校、中学校、高等学校、複合学校、特別支援学校、その他学校（市立看護大学）、学校給食センター、その他学校施設

【概要】

学校教育法、教育基本法等に基づき、市内に小学校114校、中学校52校、高等学校5校、特別支援学校4校（以下「学校」といいます。）が設置されています（そのうち、川崎高等学校及び附属中学校、子母口小学校・東橋中学校、はるひ野小学校・はるひ野中学校、王禅寺中央小・中学校は、同じ敷地内にそれぞれ異なる学校種の施設を合築して整備しています。）。加えて、市立中学校における学校給食の調理等の業務を一括して行うことを目的とし、学校給食センターが市内3か所に設置されています。

また、これまで設置されていた市立看護短期大学に代わって、令和4年度より、医療の高度化・多様化への的確な対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくことを目的として、4年制

大学である市立看護大学が設置され、運営が開始されます。

【現状と課題】

本市が設置する学校については、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備が集中しており、その多くが築30年を経過しています。こうした状況等を踏まえ、平成26(2014)年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、再生整備と予防保全による長寿命化に取り組んでいるところです。一方で、再生整備に含まれない設備、特に給水管については老朽化による劣化が著しく進行しており、早急な対応が必要な状況となっています。

また、年少人口については今後減少が見込まれるものの、一部の地域においては児童・生徒数の増加が見込まれること、さらに、35人学級化により、学校によっては今後、教室数の不足が見込まれる状況です。

【今後の方向性】

「学校施設長期保全計画」等に基づく施設の長寿命化を引き続き進めるとともに、学校における老朽化した給水管について、今後、優先順位付けを行い、対応を図ります。また、「Kawasaki教室シェアリング」や「みんなの校庭プロジェクト」など、市民ニーズを踏まえた、学校施設の更なる活用に向けた取組を推進します。

35人学級化等による教室数への不足に対しては、多目的教室等の普通教室への転用や通学区域の見直しの可能性を検討した上で、児童・生徒数の推計に基づき不足する教室数・不足する期間を踏まえ、校舎の増築やリースを検討します。

（４）市民活動・社会教育施設

【対象】

市民活動施設、図書館、体育施設、青少年施設、文化施設、複合施設、その他社会教育施設

【概要】

市民活動・社会教育施設と考えられる施設を広くまとめた施設分類であり、特定の目的で設置された施設であっても、市民等が利用を希望すれば、基本的に誰でも利用できる機能を持つ施設からなります。

また、施設の設置目的が異なっても、同じ機能を有していれば、同様に利用できるため、中分類は施設の主な機能を中心にまとめたものとしています。

【現状と課題】

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、施設の利用状況等にも変化が生じており、こうした変化に的確に対応するため、市民館・図書館のように施設分類単位でのあり方の見直しや、施設単独でのあり方の見直しが必要な場合があります。

一方で、設置目的が異なっても同じ機能を持つ施設群の最適配置など、機能面から施設のあり方の見直しを行うことも必要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の利用制限などがあり、利用者数は以前と比べて減少していますが、今後の動向の見通しは付き難い状況です。

市民活動施設については、会議室、ホールなどを主な機能として有する施設であり、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進めています。また、築年数が40年を超え、老朽化等の課題のある施設や、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。市民館については、「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3(2021)年3月に策定しており、これに基づく取組が必要です。

図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組が必要です。

体育施設については、「川崎市スポーツ推進計画」を平成30(2018)年3月に改訂した後、令和4(2022)年3月に改定し、これに基づく取組が必要です。また、「等々力緑地再編整備実施計画」を改定しましたが、等々力緑地内の体育施設については、これに基づく取組が必要になります。

青少年施設については、子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ヶ岳少年自然の家が該当しますが、八ヶ岳少年自然の家は、築年数が40年を超えた木造の棟もあり、今後の方向性の検討が必要な状況です。

文化施設については、美術館、博物館、音楽・演劇ホールなどが該当しますが、市民ミュージアムは令和元(2019)年の浸水被害により、既存施設を除却し、移転が必要な状況です。また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。

複合施設については、様々な機能が複合化した、比較的大規模な施設であり、スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）と川崎市民プラザが該当しますが、川崎市民プラザは築年数が40年を超え、老朽化等の課題があり、また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有するなど、今後の方向性の検討が必要な状況です。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しつつ、施設の利用状況等を踏まえながら、必要に応じて、施設分類単位等での施設のあり方の見直しを行い、また、ホール機能を持つ施設のあり方検討のように、機能面から施設のあり方の見直しを行い、資産保有の最適化を検討します。

市民活動施設については、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進め、また、ホールのあり方検討を踏まえた取組や、老朽化等を踏まえた生活文化会館（てくのかわさき）、男女共同参画センターの今後の方向性、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。

図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。

体育施設については、「スポーツ推進計画」の改定の方向性を踏まえた取組や、改定を行った「等々力緑地再編整備実施計画」を踏まえた取組を検討します。

青少年施設については、八ヶ岳少年自然の家の老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討するなどの取組を進めます。

文化施設については、市民ミュージアムの移転に向けた取組や、ホールのあり方検討を踏まえた取組を検討します。

複合施設については、川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討します。

(5) 福祉施設

【対象】

わくわくプラザ、こども文化センター、地域子育て支援センター、児童相談所、保育園、老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター、老人ホーム・福祉住宅、障害者福祉施設

【概要】

児童福祉法等に基づき、市内にわくわくプラザ114か所、こども文化センター58か所、地域子育て支援センター7か所、児童相談所3か所、公立保育所21か所が設置されています。

また、老人福祉法等に基づき、市内に老人いこいの家48か所、老人福祉センター5か所、老人福祉・地域交流センター2か所、老人ホーム（特別養護老人ホーム・老人ホーム）・福祉住宅が計14か所設置、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、障害者福祉施設が30か所設置されています。

【現状と課題】

わくわくプラザについては、放課後児童健全育成事業に係る面積基準が条例で定められており、条例を遵守した事業を実施するために、適切に対応していく必要があります。

こども文化センターについては、子どもの居場所の一つとして、多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れる機会を提供する役割があるものの、個々のセンターのサービスの質に差異が生じており、利用実態の差や、社会状況の変化に伴う役割を再整理した上で、市民サービスの向上を図る必要があるとともに、多くの施設について、築年数が経過し老朽化が進んでいること、必ずしも単一の施設であることが求められる施設特性ではないことから、施設の多目的化・複合化等の資産保有の最適化に向けて検討する必要があります。

地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型「さぎぬま」「すがお」「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」について、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、施設の効率的・効果的な運営及び資産の有効活用を検討する必要があります。

児童相談所については、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう、一時保護所における保護定員を増やすための施設整備が必要な状況となっています。また、児童相談所職員の増員に伴う執務室の狭隘化への対応についても、対応が必要な状況となっています。

公立保育所については、「保育所の運営は民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていく」ため、民営化を進めてきており、令和3(2021)年4月に完了したところです。

老人いこいの家については、48施設中33施設が築30年以上を超えるなど全体的に老朽化が進んでおり、また、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度、令和元(2019)年度において実施した「高齢者実態調査」において、「老人いこいの家等を特に利用したいと思わない」と回答した方が増えている状況です。

特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが提供されるようになってきたことから、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」(平成30(2018)年3月)に基

づき、譲渡・貸付・建替えによる民設化を進めています。また、障害者福祉施設についても、民間により質の高いサービスが提供されるようになったものについては、当該計画に基づき、民設化を進めています。

【今後の方向性】

わくわくプラザについては、児童推計等に基づき放課後児童健全育成事業の必要面積を見極め、追加で面積確保が必要になる場合においては、教育委員会等と適切に連携し、余裕教室の活用等を図っていきます。

こども文化センターについては、こども文化センターに求められる役割について、地域特性や、利用者の属性、ニーズ等に基づき再整理する中で、提供するサービス内容や実施手法について、必要に応じた改善・見直しを実施していきます。その上で、築年数が経過し老朽化が進む館や更新時期を迎える館等について、役割面の再整理の状況も踏まえながら、多目的化・複合化等の「資産保有の最適化」を検討していきます。

地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型のうち、「さぎぬま」「すがお」については、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用の開始又は処分を実施します。また、「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」については、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用又は処分に向けた方向性を検討します。

児童相談所については、保護定員を増やすための中部児童相談所一時保護所の改築に向けた取組を進めています。また、中部児童相談所、北部児童相談所、こども家庭センター各施設において、児童相談所職員の増員に伴う狭隘化の解消に向けた執務スペースの整備を行います。

公立保育所については、施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進めていきます。

老人いこいの家については、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」（平成31(2019)年3月）等に基づき、地域の方々に幅広く活用してもらえるよう、市民の利用機会の拡大や既存施設の活性化、老朽化対応時の多目的化・複合化などを進めていくとともに、整備について、従来の「中学校区に1か所」という考え方から、他の公共施設や民間施設の活用などによって広くいこいの家機能を展開していく「機能重視」の考え方へと転換し、取組を進めます。また、老人福祉・地域交流センターについては、例えば同センターを基幹型、老人いこいの家を地域型と位置づけるなど、役割の整理に向けた検討を進めていきます。

特別養護老人ホーム、障害者福祉施設については、引き続き、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づく民設化の取組を推進します。

（6）環境衛生施設

【対象】

医療施設、墓園・葬祭場、公衆便所、清掃処理施設、その他環境衛生施設

【概要】

医療法、墓地・埋葬等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、市内に医療施設12施設、墓園・葬祭場8施設、公衆便所14施設、清掃処理施設15施設、その他環境衛生施設3施設が設置されています。

【現状と課題】

本市が設置する医療施設のうち、休日急患診療所について、多摩休日夜間急患診療所以外はいずれも築35年以上が経過し、中には築40年以上が経過する施設もあるなど、各施設において老朽化が進んでいる状況です。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、患者数はコロナ前と比較すると大幅に減少しており、今後、運営のあり方についても検討が必要な状況となっています。また、歯科保健センターについては、これまで、川崎市歯科医師会館診療所、中原歯科保健センター、久地歯科保健センター、百合丘歯科保健センターの4診療所体制にて事業を行っていましたが、令和4(2022)年3月末をもって久地歯科保健センターでのサービス提供が終了することとなり、令和4(2022)年4月からは、全体の利用枠を拡充した上で、市内3診療所体制での診療となります。

本市が設置する墓園・葬祭場のうち、墓園について、平成30(2018)年3月策定（令和3(2021)年度改訂）の「川崎市営霊園整備計画」に基づき、持続的で公平な墓所供給及び、無縁化の抑制や墓所の循環利用の促進を図っているところです。また、葬祭場については、かわさき北部斎苑において施設設備の老朽化や将来的な火葬需要の増加、多様な葬儀形態に対応するため、平成24(2012)年度から大規模改修工事を実施し、令和2(2020)年度をもって当該工事が完了したところです。一方、かわさき南部斎苑においても老朽化が進みつつあるため、適切な保全が求められています。

本市が設置する清掃処理施設のうち、ごみ焼却処理施設(以下「処理センター」といいます。)について、平成25(2013)年3月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、市全体で通常、3つの処理センターを稼働し、1処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制を構築し、計画的に施設のメンテナンスや基幹的整備を実施することにより、施設の延命化を図っているところです。一方で、処理センターを除く清掃処理施設の一部は使用年数が30年を超える施設があり、今後、計画的な施設整備計画の検討が必要になります。

【今後の方向性】

医療施設のうち、休日急患診療所について、老朽化によって診療運営に支障がでないよう適切な保全対応を行いつつ、今後の利用患者数の動向を見極めながら、状況に応じて集約、複合化等の検討を行っていきます。また、歯科保健センターについては、久地から中原及び百合丘に診療・口腔ケア枠を移行・増設し、人材等を集約化することにより、人材確保の安定化を図っているところですが、今後は、民間の一般歯科診療所や病院との機能分担や連携方法等について整理を行い、歯科保健センターの運営手法等に関する検討を進めていきます。

墓園・葬祭場のうち、墓園について、従来よりも小区画な墓所形式での墓所整備の取組を、緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園次期整備区域において進めていきます。また、葬祭場については、かわさき南部斎苑の老朽化対策に向けた調査を令和3(2021)年度に実施したところであり、今後、調査結果等を踏まえ、かわさき南部斎苑の適切な保全対応に取り組んでいきます。

清掃処理施設のうち、処理センター等の廃棄物処理施設については、廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について基幹的整備、建替等を行うとともに、資源化処理施設についてはプラスチック資源循環等の国の動向を踏まえた施設整備計画を進めていきます。

(7) 市営住宅施設

【対象】

市営住宅

【概要】

公営住宅は、公営住宅法第1条において、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的として、国と地方公共団体との負担で建設された公共賃貸住宅です。

本市の市営住宅は、令和3(2021)年4月1日現在、114団地、管理戸数1万7,452戸となっており、区別の管理戸数の状況では、昭和30～40年代前半にかけて集合住宅の大規模開発が行われた幸区(3,862戸)、高津区(4,592戸)、宮前区(4,481戸)に多くが存在し、旧来からの市街地で用地確保が困難であった中原区(696戸)や後発開発地域である麻生区(439戸)での戸数が少なくなっています。

【現状と課題】

市営住宅の応募倍率は10倍前後の高い水準で推移し、今後も高い需要が見込まれている中、居住期間が長期化する入居者が増加し、入居機会の公平性の確保や、すでに入居者の高齢化率が50%を上回る中でさらなる高齢化の進行への対応等が課題となっています。今後は、民間住宅等との適切な役割分担や連携などの新たな視点を取り入れ、既存ストックをより有効に活用していく必要があります。

また、昭和45(1970)年前後に建設した住宅が多く、建物の老朽化、設備の陳腐化が進んでいると同時に、令和22(2040)年前後には建替え時期を迎える住宅が集中することから、平成29(2017)年3月に「第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」を策定し、建物の長期活用のための改善事業(長寿命化改善)を積極的に推進するとともに、建替え事業量の平準化に向けて計画的に建替え事業を実施しています。一方で、高経年ストックの仕様は現行の標準的な仕様と乖離しており、改善事業では一定の居住水準の確保が難しいことや、単身世帯の増加など入居者の小世帯化が進む中、小規模住戸の割合が少ないことなど、変化する社会ニーズに十分に対応できていないことが課題となっています。

なお、平成18(2006)年度以降は将来の人口減少等を勘案し、戸数を増やさずに維持してきたところですが、狭小な高経年ストックを建替える中で、市営住宅の総床面積は増加傾向となっています。

【今後の方向性】

民間賃貸住宅の活用を含めた重層的な住宅セーフティネットの中核として、限りある市営住宅ストックをより効果的に活用する観点から、住宅に困窮する市民へのよりの確・公平な提供や入居者の流動性向上、福祉施策等との連携による地域での居住の安定の確保に向けた取組を進めていきます。また、引き続き、建替え事業量の平準化に向けた計画的な建替え事業を実施するとともに、変化する社会ニーズに的確に対応する観点から、改善事業の見直しや小規模住戸の割合の拡大、小規模団地の集約再編など、効果的・効率的にストックを最適化する取組を進める中で、総床面積の増加の抑制を図ります。

(8) 商業・産業施設

【対象】

市場、競輪施設、港湾施設、産業振興施設

【概要】

市場は、卸売市場法に基づき、市民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う施設として、中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場があります。

また、競輪施設は、昭和24(1949)年に開設して以来、約60年間の長きにわたり本市財政に大きく貢献するとともに、余暇活動の一形態である大衆娯楽としての役割を担ってきた川崎競輪場など2施設あります。

その他、川崎港千鳥町地区、東扇島地区の公共ふ頭などに設置された港湾施設、多数のベンチャー企業等が入居するインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター（KBIC）」などの産業振興施設があります。

【現状と課題】

北部市場は、開場から39年が経過し、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕を実施しているにも関わらず、設備機器類の不具合の発生が増加しているため、全体的な機能の更新を必要としています。

また、両市場とも、平時はもちろん、有事においても生鮮食料品等の供給を継続するとともに、救援物資集積拠点等の災害対応機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を実施しています。

川崎競輪場は、「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」（平成22(2010)年3月）において、富士見公園との調和に配慮しながら、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化し、できる限り多目的な活用をめざすこととしています。

港湾施設や産業振興施設においても、築30年を超える老朽化した施設が多数あり、長寿命化などの取組を進めているところです。

【今後の方向性】

北部市場は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までのおおむね10年間における運営方針等を定めた、「川崎市卸売市場経営プラン」（令和元(2019)年6月改訂）に基づき、民間活力導入を視野に入れた機能更新手法や管理運営手法について検討を行い、機能更新に向けた取組を進めます。

川崎競輪場は、「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」を再整備のメインコンセプトとして、既存バンクを活用しながら、引き続き、コンパクト化の整備を段階的に進めていきます。

港湾施設や産業振興施設においても、建物や設備の劣化状況を踏まえ、効率的かつ効果的な維持更新を進めます。

(9) 駅周辺施設

【対象】

駅前広場・通路等（川崎駅東口駅前広場大屋根サンライト、武蔵中原駅周辺昇降施設等）

【概要】

本市が管理する昇降施設のうち当該施設分類の属するものにはエレベーター55基、エスカレーター44基があり、駅の自由通路や歩道橋等の立体横断施設への移動等を円滑化するために階段とともに設置しています。

駅前広場等に設置されている通路等については、川崎駅や武蔵小杉駅に設置されており、鉄道駅と一体になって機能しています。

【現状と課題】

昇降施設は社会環境の変化に伴って、求められる機能・安全性等も年々高まっており、機能向上が求められています。昇降施設は、部品の不具合等が見つければ早めの対策を実施することで常に安全に利用できる状態を確保するとともに、社会環境の変化による要求レベルの向上へも対応できるように、定期点検による施設の健全度の把握と計画的な更新を実施していく必要があります。

駅前広場等に設置されている通路等については、施設の老朽化による損傷の進行が、第三者被害につながる可能性が高い施設です。また鉄道駅と一体になって機能していることから、劣化が進み、大規模な補修等が必要となった場合、市民生活等への影響が非常に大きいと考えられます。そのため大規模な修繕・更新とならないよう、今後も引き続き、定期点検を実施するとともに、適正な管理水準を設定し、点検結果に基づく計画的な修繕を実施していくことが必要です。

【今後の方向性】

昇降施設については、利用できるだけでなく安心・安全・快適性も求められること、今後の高齢化の進展や昇降施設の安全に係る技術基準の見直しなど、昇降施設を取り巻く環境の変化に伴って機能向上が求められることなどから、1か月に1回の保守点検と1年に1回の定期検査を実施し、施設の状態及び機能向上の必要性などを踏まえて、定期更新型の管理を行います。

駅前広場等に設置されている通路等については、変状等が第三者被害に直結する可能性がある大規模・重要構造物であるため、安全性確保と第三者被害回避の観点から、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき定期点検を実施し、予防保全型の管理を行います。

（10）防災施設

【対象】

防災拠点施設、ポンプ場

【概要】

大師河原水防センターは、多摩川の氾濫等により被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として、市と国土交通省が平成19(2009)年に開設した防災拠点施設です。平常時は、施設の一部を環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場所として活用しています。その他の防災拠点施設として、

多摩防災センターほか 2 施設があります。

ポンプ施設は、路面が地表より低く、雨水が流入しやすい構造となっているアンダーパス等に設置し、降雨時に集まった雨水を水中ポンプで外部に排出し、道路の冠水を防止する施設です。建物を有するポンプ場は 9 施設あります。

【現状と課題】

防災拠点施設のうち、防災行政無線西生田中継所は、竣工から35年が経過し、建屋の老朽化が進行しており、防災拠点設備としての機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を継続していくことが必要です。

また、ポンプ場については、竣工から40年を経過した建物が 2 施設、30年を経過した建物が1施設あることから、防災拠点施設同様、継続的に老朽化対策を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

防災拠点設備については、建物の劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。

ポンプ場については、「川崎市道路維持修繕計画 実施プログラム【ポンプ施設編】」（平成31(2019)年 3 月）において、平成31(2019)年度から令和 5 (2023)年度までの 5 年間の維持修繕が計画されており、ポンプ場設備については、「定期更新型」の管理を基本としています。ポンプ場建屋についても劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。

(11) 上下水道施設

【対象】

上工水道施設（配水工事事務所、サービスセンター等）、下水道施設（下水道事務所等）

【概要】

市内には、安全・安定した給水の確保と災害時の機能維持のための水道管路等の維持管理と更新を行っている配水工事事務所 3 施設、水道料金等及び給水装置に関する業務を所管しているサービスセンター 3 施設、その他長沢浄水場広報施設等の上工水道施設が設置されています。

また、下水道施設として、下水道事務所が 4 か所設置されており、下水道管きよ等の維持管理や下水道の普及促進、排水設備工事の検査等を行っています。

【現状と課題】

建築年数が30年以上の施設が20施設中15施設あり、老朽化が進行しているため、今後、老朽化に伴う施設の建替を計画的に行っていく必要があります。

【今後の方向性】

事務所については、施設の老朽化に伴い、機能の整理をした上で施設の適正配置等について考慮する必要があるため、検討を行います。

(12) 交通施設

【対象】

営業所、その他交通施設

【概要】

道路運送法に基づき、公共交通機関として市バスネットワークを形成しており、これを維持することを目的に、塩浜営業所、上平間営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所、各停留所が設置されています。

【現状と課題】

上平間営業所は、更新を行っているところですが、塩浜営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所は老朽化が進行しており、塩浜営業所、鷺ヶ峰営業所は築50年近くになります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により市バスの乗車人員が減少したことから、収入が大幅に減少し、厳しい経営状況にあり、持続可能な経営基盤の構築に向け、運行計画の見直しなどを行っているところです。

また、営業所の更新に際しては、市バスの運行を継続しながら行う必要があることから、こうした状況を踏まえた検討が必要な状況です。

【今後の方向性】

市バスの持続可能な経営基盤の構築に向けた取組などを踏まえた上で、老朽化した営業所の更新時期や規模などを検討します。

(13) 病院施設

【対象】

病院、その他病院施設（職員宿舎ほか）

【概要】

市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市内に川崎病院(平成10(1998)年築)、井田病院(平成26(2014)年築)、多摩病院(平成17(2005)年築)の3病院、及び職員宿舎(平成22(2010)年築)を設置しています。

【現状と課題】

施設の整備や維持管理については、日常の点検・補修を適切に行っていますが、老朽化が進んでいる設備等については大規模修繕や更新が必要となっています。

川崎病院は、築23年を経過し、不具合や故障する設備が増えており、老朽化した建物や大規模設備の更新時期を迎えています。一方、3次救急も担いながら24時間休みなく高度な医療機能を維持する必要があるとともに、特殊な構造形式となっているため、一般的な建物に比べて拡張性が低く、維持修繕や、

改修工事が難しい面があります。

このような状況も踏まえるとともに、浸水対策のため、平成30(2018)年3月に「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」を策定しました。この計画にしたがって、新たにエネルギー棟や給水ポンプ棟を整備するとともに、救命救急センター棟の新築や既存棟の改修を行っています。

井田病院は、築7年を経過しており、長期的な視点にたち、日常の点検・補修などとともに、数年周期で訪れる建物、電気・機械設備等の点検や改修を、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。

多摩病院は、築16年を経過し、建物の一部や電気・機械設備等の大規模改修や、更新時期を迎えており、最新の機種や実施方法を見極める必要があり、工事ヤードの制約を考慮しながら、工事が輻輳して病院運営に支障が生じないようにするとともに、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。

【今後の方向性】

各施設における維持補修や設備の更新については、標準的な更新時期等に基づいて実施するだけでなく、病院運営への影響や工事の効率性を踏まえながら、各年度の費用負担の平準化を図り、維持管理計画を策定し、計画的に実施します。

2 インフラ施設

(1) 道路施設

【対象】

道路施設

【概要】

平成31(2019)年3月改定の「川崎市道路維持修繕計画」では、本市が管理する道路施設のうち、舗装、ボックスカルバート、トンネル、道路擁壁、自由通路、ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋、大型標識（門型）、片持ち式標識、小規模附属物（地点名標識、路側式標識、カーブミラー）、道路照明、昇降施設（エレベーター・エスカレーター）、ポンプ施設を対象としています。

【現状と課題】

本市が管理する道路は、高度経済成長期に人口増加に伴う市街地の拡大や自動車交通の増加とともに整備されてきましたが、今後、これらの道路施設が更新時期を迎えることから、維持管理費の増大かつ一時期への集中が懸念されています。

道路施設については、効率的で効果的な維持管理を推進し、持続的な道路利用環境を構築することを目的に、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、維持管理を実施していますが、道路にかかる維持管理費が増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められている状況です。

【今後の方向性】

持続的な道路利用環境の構築のため、維持管理費が増加傾向にある現状や各施設における課題を踏まえ、「施設特性に応じた管理手法の設定」「管理水準の設定（対策時期の明確化）」「優先順位付け・平準化により事業の実現性を確保」を全施設共通の基本方針として、施設特性に応じた点検方法や施設ごとの管理方針を設定し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化を目指した対策を推進していきます。

(2) 橋りょう施設

【対象】

橋りょう施設

【概要】

本市が管理する橋りょうは、令和2(2020)年3月31日時点で、610橋です。

【現状と課題】

本市が管理する橋りょうは、昭和40年代(1965～1974年)に建設された橋りょうが多いことから、高齢化が急速に進んでおり、国や他都市などと比べても、早く橋りょうの高齢化が進んでいる状況です。

橋りょう施設については、誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、施設の機能確保を図ることを目標に、全ての橋りょうを対象とした近接目視による定期点検（5年に1回）1巡目の分析結果を踏まえ、令和3(2021)年2月に「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を、ライフサイクルコストの縮減が図れる予防保全型に移行したところです。

【今後の方向性】

「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」により、「持続可能な維持管理の実現」「効率的な維持管理の実施」「新技術活用の推進」を基本方針として、橋りょうの安全性・信頼性を持続的に確保します。

また、PDCAサイクル型のメンテナンスサイクルにより、点検や修繕などを実施し、持続可能で効率的な維持管理を行い、橋りょうの長寿命化を推進していきます。予防保全型により管理するにあたって、点検結果を修繕工事の優先順位付けに反映し、より適切な時期での修繕工事の実施及び予算の平準化を図ります。

（３）自転車対策施設

【対象】

自転車等駐車場、自転車等保管所

【概要】

本市では自転車等駐車場が147か所、自転車等保管所が9か所設置されています。

また、自転車等駐車場の維持管理・運営については、平成24(2012)年度から指定管理者制度を導入しています。

【現状と課題】

令和元(2019)年度の実態調査によると、駐輪需要等の変化により、市営駐輪場及び民間施設の利用率が50%を下回っている駅が48駅のうち11駅存在する状況です。（11駅のうち2駅については、民間施設のみが配置されています。）

また、市域全体で見ると放置自転車数は年々減少傾向にありますが、鉄道駅によっては、駐輪場が足りない地域や、駐輪場に余裕があるにも関わらず放置自転車が発生している地域もあり、地域によって需給バランスに開きがあります。

【今後の方向性】

引き続き、実態調査等により駐輪場の利用状況を適切に把握するとともに、利用者のニーズを踏まえた施設の改変など駐輪需要に応じた取組を進めます。

また、施設・設備の適正な維持管理とともに、利用率・放置自転車の状況、駐輪場利用の状況などを踏まえながら、需給バランスに開きがある地域については、施設の統廃合を含めた適正な規模・配置等を検討していくとともに、引き続き、指定管理者制度等を活用しながら効率的・効果的な維持管理・運営を行っ

ていきます。

（４）河川施設

【対象】

一級河川、準用河川、普通河川

【概要】

本市には、多摩川水系に属する河川と、鶴見川水系に属する河川があります。

多摩川水系には、一級河川が４河川、準用河川が４河川、普通河川が５河川の合計で１３河川あり、鶴見川水系には、準用河川が５河川、普通河川が７河川の合計で１２河川があります。

なお、本市が維持管理する河川は、準用河川及び普通河川です（一級河川の整備については、一部本市が実施）。

【現状と課題】

本市では、３年に１回程度（時間雨量５０ｍｍ）の降雨に対応できる河川整備を進め、局地的な集中豪雨の多発などに備えています。

１時間あたり５０ｍｍの雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の８１％であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数がおおむね５０年以上を超過する施設の割合が約６割あり、施設の老朽化が見られるため、施設の健全度を把握しながら、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。

これまでは、護岸の損傷等の事象が生じてから対処療法的に補修を行う事後保全型の維持管理を行っていましたが、洪水等により大きな外力が生じる河川構造物の特性を考慮すると、軽度の損傷においても損傷の状況が拡大し、重度の損傷への進行が早くなり補修費用が増加する傾向があります。

【今後の方向性】

１時間あたり５０ｍｍの雨を流すための河川改修を計画的に進めます。

河川の洪水等による災害の防止又は軽減にあたっては、河道、護岸その他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が常に発揮されるよう、日頃から河川巡視等や定期的な点検の実施により異常の早期発見に努め、戦略的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持・更新を計画的に行います。

また、軽易な補修を計画的に実施することで施設を適切に保全し、長寿命化を推進する「予防保全型」の維持管理を推進します。

（５）公園施設

【対象】

基幹公園（総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園）、特殊公園（風致公園、植

物園、広場公園、墓園)

【現状と課題】

市内には令和2(2020)年3月31日時点で、計1,267か所、約759.49haの公園緑地が設置されています。

平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約2.7倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年の「川崎市公園施設長寿命化計画」策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設(全公園施設の約12.5%)が老朽化し、補修・更新が必要となっています。

今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。

【今後の方向性】

「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な補修・更新による効率的・効果的な管理により公園施設の適切な管理を行います。

また、パークマネジメント推進方針(令和3(2021)年3月)に基づき、これまでの管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図るとともに、収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めるなど、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めます。

(6) 港湾施設

【対象】

係留施設、外郭施設、臨港交通施設等

【概要】

川崎港には令和2(2020)年3月31日時点で、市が法定の維持管理計画に基づき管理する港湾施設は238施設あります。港湾施設には主に係留施設(岸壁、栈橋)、外郭施設(防波堤、護岸)、臨港交通施設(道路)等があります。

【現状と課題】

港湾施設は高度経済成長期及び東扇島埋立完了時期に集中的に整備した施設が多く、老朽化した港湾施設が急増しています。

維持管理を確実に実施するために、点検診断等の時期、方法、頻度等を定め、基本的な手順に沿って維持管理を行えるように、施設ごとに維持管理計画を策定しています。平成20(2008)年度より策定を開始し、令和2(2020)年度時点で237施設の計画が策定されています。策定した維持管理計画を基に、各施設の維持管理・更新に関する優先度等を定め、費用の平準化を図ることを旨とした川崎港全体の予

防保全計画を国と共同で策定しています。

【今後の方向性】

維持管理計画に基づき管理する港湾施設は、それぞれ5年に1回定期点検診断を実施し、計画の見直しを行うとともに、予防保全計画も更新しています。引き続き、維持管理計画や予防保全計画に沿って適切な維持管理の取組を進めます。

（７）上下水道施設

【対象】

水道・工業用水道管路、下水道管きよ、水処理センター、ポンプ場等

【概要】

上水道施設は生活用水その他の浄水を市民等に供給するため、工業用水道施設は工業用水として水を供給するための施設として設置しています。

また、下水道施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的に設置しています。

【現状と課題】

送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和2(2020)年度末時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,500kmのうち、約28%となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約90%となっています。

浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新がおおむね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。

下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きよの整備を進めてきており、今後、それらの管きよが順次法定耐用年数を迎えるため、老朽管きよの急増が見込まれます。令和2(2020)年度末における法定耐用年数50年を経過する本市の管きよは、総延長約3,150kmのうち約8%となっており、布設時期の古い入江崎処理区が中心ですが、今後は他の処理区の管きよが急激に増加する見込みです。

水処理センター・ポンプ場については、下水道整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建設年度の古い施設では老朽化が課題となっています。

【今後の方向性】

水道・工業用水道の施設や管路について、中長期的な視点から、重要度や経年度を考慮し、施設・管路の更新の優先度を定めるとともに、運転管理や点検調査及び修繕の実績等も考慮した適切な使用年数での更新を進めます。また、将来の需要動向を踏まえた施設配置や施設規模など、更新等に向けての検討を進めます。

下水道の管きよ・施設について、蓄積した維持管理情報から施設の健全度を把握し、重要度を考慮した

リスク評価を行います。さらに、それらの情報に基づき、中長期的なリスクとコストのバランスを考慮した老朽化対策（施設の長寿命化、再整備、再構築）を推進します。